

新旧対照表

改正前	改正後	備考
第15条 特別許可の発行と取り消し	第15条 特別許可の発行、 <u>延長、一時停止、再発行</u> 、取り消し	(追加)
	15.2 <u>特別許可の申請及びそれに付随する提出書類については、許可に関する法律5.2の規定に基づき決定する。</u>	(新設)
	15.3 <u>特別許可の発行に関する決定は、許可に関する法律5.3で指定された手順に従い専門評議会の結論に基づいて行われ、同法2.2の1号で指定される期間内に発行する。</u>	(新設)
	15.4 <u>特別許可の延長については、許可に関する法律5.5で指定された手順に従うものとする。</u>	(新設)
	15.5 <u>特別許可の一時停止及び再発行については、許可に関する法律6.1で指定された手順に従うものとする。</u>	(新設)
<u>15.2</u> 食品及び農業用植物の遺伝資源に関し、国際条約で指定されているモンゴル国内の植物食品及び飼料の目的のための植物の利用については、特別許可の取得は不要である。	<u>15.6</u> (条文に変更なし)	(繰下)
<u>15.3</u> 大学及び研究機関は、科学技術法の3.1.3に規定された基礎研究をモンゴルの領土内で実施する場合、この法律に規定された特別許可を必要としないものとする。	<u>15.7</u> (条文に変更なし)	(繰下)
<u>15.4</u> 本法の <u>15.3</u> で指定された研究活動を開始する前に、本法の10.3.2で指定された利用に関する電子登録に関連情報を登録する必要がある。研究活動の結果は半年ごとに更新し、本法の10.1で指定された情報データベースに報告されるものとする。	<u>15.8</u> 本法の <u>15.7</u> で指定された研究活動を開始する前に、本法の10.3.2で指定された利用に関する電子登録に関連情報を登録する必要がある。研究活動の結果は半年ごとに更新し、本法の10.1で指定された情報データベースに報告されるものとする。	(繰下) (変更)
<u>15.5</u> 中央行政機関は、本法の第15条に定められた要件を満たす申請者に特別許可を発行する際、専門評議会の結論に基づいて21営業日以内に決定するものとする。	<u>15.9</u> 専門評議会は、特別許可の申請書及びその添付書類を受理した日から14営業日以内に結論を出し、特別許可を発行する管轄当局に結論を提出する。	(繰下) (変更)
<u>15.6</u> 動植物の生物資源を準備する許可については、自然植物法、森林法及び動物法によって規制されるものとする。	<u>15.10</u> (条文に変更なし)	(繰下)

新旧対照表

改正前	改正後	備考
15.7 中央行政機関は、以下の理由で特別許可を取り消す。	15.11 中央行政機関は、 許可に関する法律6.2の規定に加え 以下の理由で特別許可を取り消す。	(繰下) (追加)
15.7.1 専門評議会が、特別許可所有者の相互に合意する条件の履行が不十分であると結論付けた場合。	15.11.1 (条文に変更なし)	(繰下)
15.7.2 本法の15.1.4に規定されている協力協定が解除または終了した場合。	15.11.2 (条文に変更なし)	(繰下)
15.7.3 特別許可所有者が申請した場合。	15.11.3 (条文に変更なし)	(繰下)
15.7.4 法人が破産した場合。	15.11.4 (条文に変更なし)	(繰下)
15.7.5 特別許可所有者が、遺伝資源の利用に関し指定された割合、物量を超えている、あるいは法的義務を果たしていない場合。	15.11.5 (条文に変更なし)	(繰下)
15.8 研究成果を営利目的で利用する場合、新たに申請し特別許可を取得する必要がある。	15.12 (条文に変更なし)	(繰下)
15.9 本法の施行前に、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を研究及び営利目的で利用している法人は、本法の13.1に従い、特別許可の申請を180日以内に中央行政機関に提出する。	(削除)	(削除)
15.10 本法の15.9に規定された期間内に、中央行政機関に申請を提出しなかった場合、特別許可なしで遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用したものとみなされる。	(削除)	(削除)
15.11 特別許可を他人に譲渡することは禁止する。	15.13 (条文に変更なし)	(繰下)
15.12 特別許可証明書は、国際的に認められた適合証明の基礎となり、該当する遺伝資源の利用の合法性を監視する手段となる。	15.14 (条文に変更なし)	(繰下)